

# 尾張健康友の会 ニュース



## “ムダ”生活援助の 利用に上限枠!

が多いと

### 待望の 小児科 診療開始

**5月21日から診療開始予定**  
岐阜県中心に大病院や日赤等で研鑽を積み、診療所経験も豊富な、気さくで温かな「お母さん先生」です。  
**医師紹介**  
矢嶋 たえ子医師／愛知医科大学 1996年卒／略歴 岐阜大学医学部付属病院、高山赤十字病院、長良医療センターなど。

### 新年度の介護報酬改定で10月から

## 高齢者の尊厳保持と 自立生活支援に逆行

ヘルパーステーション・ちあき 介護福祉士 石井 とも子

たとえ要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が超高齢社会の切り札として提唱されています。

住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が超高齢社会の切り札として提唱されています。

継続のは解消していくべき」とその震源地は、何かと話題の財務省とのこと。

今後毎年回数の見直しを行うとも言われ、全国平均回数が下がれば利用回数の上限もさらに低下し、生活援助の利用規制が年々強まる恐れもあります。

### 全国平均で回数制限

ところが、新年度の介護報酬改定で、ヘルパーによる生活援助の毎月の利用回数に上限を設定する方針が示されました。「全国平均」をもとに要介護度別に、要介護1では27回、要介護2は34回、要介護3は43回、要介護4は38回、要介護5は31回を上限にすると言われます。

理由は「自立支援につ

### ご自宅での生活に黄信号

実例

私たちが訪問させて頂いているAさん。介護度は要介護1ですが、独居で、認知症や難聴、視覚障害などのある方です。ご家族は遠方のため、月曜から土曜まで朝と夕方にヘルパーが訪問し、毎回の服薬介助や食事の配膳、入浴介助、掃除や洗濯などの家事支援を行なっています。

「認知症があり、耳も目も不自由な一人暮らしの方」と聞くと「施設の方が良いのでは?」と思われる方もいますが、配食弁当の利用やヘルパーが訪問し介助や声掛けを

行うことで食事や服薬が可能。トイレも住み慣れた自宅であれば壁伝いで移動が出来るため、ご本人は住み慣れたご自宅での生活をお望みです。

日曜日は親戚の方が様子を見たり、医師と相談して服薬を朝と夕方にとめるなど工夫しています。現在の訪問回数は月に40回前後となっていますが、今回の改定に当てはめると、10回以上も減らさなくてはならなくなり、Aさんの安定した自宅での生活の継続が難しくなると懸念されます。



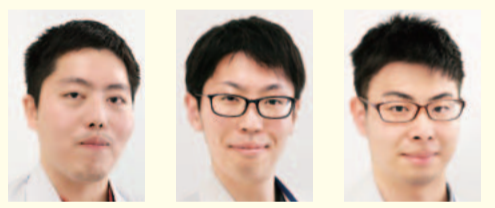
ケアマネジャーに心理的圧迫!?  
上限を超えたケアプランは市町村への届出を義務づけ、市町村が地域ケアプラン会議の開催等により検証するとしています。

### 実態を無視した一律化は 地域包括の理念に反します

独居や老老介護の高齢世帯を支える支援の回数、これを、実態を無視して一律に決められると、在宅生活が立ち行かなくなり、それが国がいう住み慣れた地域で最後まで支えるという地域包括ケアを抱いています。

システムの考えに反することだと思えます。今回の改定で、利用者さんの在宅での生活が困難になり、ご家族の負担も今まで以上に増え、ましてや大きな疑念を抱いています。

### 研修医紹介



石澤成樹 (24)  
名古屋大学 出身

林将人 (31)  
筑波大学 出身

渡邊慎 (25)  
岩手医科大学 出身

【7面「ひと」でもご紹介】

代替わりを1年後に控え、天皇周辺がかまびすしい。その余波か、天皇制に批判的な先輩2人が「慰霊の旅」をめぐる紙上で意見を戦わしている▼片や「慰霊の旅は憲法7条違反」と直球勝負。一方は「昭和天皇の罪滅ぼしで敬意を表する。安倍改憲を柔らかに議論するには、格好の材料」とい

なした▼天皇に政治的権能はなく国事行為以外は許されない。政府は旅を公式行事とかわすが、憲法に公式行事を認める文言はない。この論争には伏線がある。一方が、天皇陛下と書いたため「主権在民はどこへいった。今も我々は臣民か」と火に油をそそいだ▼敗戦直後、昭和天皇の人間宣言と行幸のキャンペーンが、GHQの手で仕組まれた。少くない国民は「降臨」した天皇に「ありがたい」と手を合わせた。戦争責任を隠し、敬愛する天皇を作り上げた政治ショーだった▼明仁天皇の戦争風化を戒める発言は、安倍批判とも受け取れそうで、小生も好意的に見る。しかし、全面的に敬意を表するまではいかない。作られた天皇の例があるからだ。ひいき目に見ると人間は寛容だが、ここは憲法を尊重したい。(土)